【規程番号　神女大短Ⅰ－011－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学化学物質等管理専門委員会要項

（設 置）

第１　本学に、神戸女子大学・神戸女子短期大学環境保全委員会規程第５条の規定に基づき、神戸女子大学･神戸女子短期大学化学物質等管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（化学物質の定義）

第２　この要項において、「化学物質」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が規定する廃棄物と「労働安全衛生法」、「有機溶剤中毒予防規則」、「特定化学物質障害予防規則」、「毒物及び劇物取締法」、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」、「下水道法」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」等が規制する物質を言う。

（所掌事項）

第３　委員会は、化学物質の管理に関し、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

(1) 化学物質の管理状況の調査

(2) 化学物質の処理

(3) 事故対策に関する事項

(4) その他、化学物質等による環境汚染の発生防止に関する事項

（組 織）

第４　委員会は、授業や研究等において化学物質を使用する学部、及び短期大学から教員１名以上を選任して構成する。

２　　前項の委員は、学部長又は短期大学部長の推薦に基づき、学長が任命する。

（任 期）

第５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６　委員会に、委員長と副委員長を置く。

２　委員長の選出は、互選による。

３　副委員長は、委員長の指名による。

（会 議）

第７　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（庶 務）

第８　委員会の庶務は、委員会において処理する。

（改 廃）

第９　この要項の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学化学物質等管理専門委員会要項は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。